

三田市市政への市民参加条例

【運用の手引き】

平成 27 年 1 月

(平成 28 年 9 月改訂)

三田市

目次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	3
第3条（市政への市民参加の基本原則）	4
第4条（市長等の責務）	5
第5条（市民の責務）	6
第6条（他の制度との調整）	7
第7条（市民意見を聴く手続の対象）	9
第8条（市民意見を聴く手続の種類及び内容）	13
第9条（市民意見を聴く手続の実施基準）	15
第10条（附属機関により市民意見を聴く手續の実施）	16
第11条（公募委員）	18
第12条（名簿委員）	20
第13条（パブリックコメント手續の実施）	21
第14条（意見の提出期間）	24
第15条（意向調査手續）	25
第16条（ワークショップ手續）	26
第17条（公聴会手續）	29
第18条（公聴会の議事等）	33
第19条（意見交換会手續）	35
第20条（その他の手續）	37
第21条（まちづくり提案）	39
第22条（市政参加市民名簿）	45
第23条（運用状況の公表）	47
第24条（条例の見直し）	48
第25条（委任）	49

第1節 総則

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号。以下「まちづくり基本条例」という。）第19条の規定に基づき、市政への市民参加の手続その他必要な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進することを目的とする。

【趣旨・解説】

第1条では、本条例の目的を定めています。具体的には、本条例が三田市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」といいます。）第19条の規定に基づくものであること、市政への市民参加の手続その他必要な事項を定めることにより、市民主体のまちづくりを推進することを目的とすることを定めています。

まちづくり基本条例は、「市民参加」を、本市のまちづくりにおける基本原則の一つとして位置づけ、市政への市民参加についても、基本的な事項を定めていますが、本条例は、これらの規定を具体化するものとして位置づけられます。

本条例により、市政への市民参加の基準が明確になり、市長等が重要な計画や条例などを検討する際には、市長等は、市民参加の手続が必要になること等が規定されています。

本市では、これまで計画策定や条例の検討において、附属機関への市民委員の就任やパブリックコメントの実施など市民参加を図ってきましたが、この条例では、そのほかに、意向調査手続、ワークショップ手続、公聴会手続、意見交換会手続等についても規定し（第8条）、対象に応じて、最も適切な手続を用いることを市長等に求めています（第3条、第9条）。また、市民が市長等に対して政策を提案する手続についても定め（「まちづくり提案」（第21条））、市民が能動的に市政に参加することについても規定しています。

この条例は、市民意見を聴く手続や政策を提案する手続について定めていますが、当然のことながら、市民が意見を表明したり、政策を提案すること等をこれらに限定することを意味するものではありません。これまで運用されている市民の声制度、オンブズパーソン制度、子ども議会などにより行われる意見の表明や提案についても、市長等は、これらの制度や事業の運用により適切に対応しなければなりません。

この条例の適正な運用により、市長等が行うまちづくりがより良いものとなり、

まちづくり基本条例が目的とする「市民主体のまちづくり」が実現されることが必要です。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(2) 市政への市民参加 市長等が行う施策等の企画立案の段階から意思決定までの過程において、市民が意見を述べ、又はまちづくりに関する提案を行うことをいう。

【趣旨・解説】

本条では、この条例における用語の定義について規定しています。

<第1号「市長等」>

まちづくり基本条例と同様、市長等を「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」としています。

<第2号「市政への市民参加」>

まちづくり基本条例（第15条等）に規定するところに基づき、市政への市民参加を「市長等が行う施策等の企画立案の段階から意思決定までの過程において、市民が意見を述べ、又はまちづくりに関する提案を行うこと」としています。なお、行政評価については、別途条例により定めることとされているため（まちづくり基本条例第44条）、ここでは、行政評価を含めていません。

なお、「市民」については、後に述べるように、市民意見を聴く手続及びまちづくり提案において、その内容が異なるため、ここでは定義を規定していません。

(市政への市民参加の基本原則)

第3条 市政への市民参加の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 市政への市民参加は、市民の多様な意見等が市政に活かされることを期して行われるものとする。
- (2) 市政への市民参加は、施策等の内容に応じて、適切な時期及び方法により行われるものとする。

【趣旨・解説】

本条では、市政への市民参加における基本原則を定めています。

<第1号>

まちづくり基本条例の目的とする「市民主体のまちづくり」のためには、特定の意見等ではなく、市民の多様な意見等が市政に活かされることが重要です。そこで、市政への市民参加が市民の多様な意見等が市政に活かされることを期して行われることを第1の基本原則として規定しています。

<第2号>

市政への市民参加がその効果を十分にあげるためには、市政への市民参加が時期を逸していたり、不適切な方法により行われることは避けなくてはなりません。そこで、施策等の内容に応じて適切な時期及び方法により市政への市民参加が行われることを第2の基本原則として規定しています。

(市長等の責務)

第4条 市長等は、市政への市民参加の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

2 市長等は、市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公開することにより、市政への関心を高めるよう努めるものとする。

3 市長等は、市政への市民参加を経た施策等について、市政への市民参加による意見や提案に対する考え方を説明するよう努めなければならない。

【趣旨・解説】

市政への市民参加が適切に行われるためには、市長等の役割が大きいことから、本条では、市政への市民参加における市長等の責務について規定しています。

具体的には、市長等は、(1)市政への市民参加の機会を積極的に設けること、(2)市民に対して市政に関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公開することにより、市政への関心を高めること、(3)市政への市民参加を経た施策等について、市政への市民参加による意見や提案に対する考え方を説明することに努めなければならないことを規定しています。

(市民の責務)

第5条 この条例により市政へ参加し、又は参加しようとする者は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮するとともに、市民相互の自由な発言を尊重するよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

本条では、市政への市民参加に対する市民の責務について規定しています。

具体的には、この条例により市政へ参加し、又は参加しようとする者に対して、

(1)特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮すること、(2)市民相互の自由な発言を尊重することに努めることとしています。

(他の制度との調整)
第6条 この条例を除く法令の規定により、市政への市民参加が行われる場合は、この条例に基づく市政への市民参加を実施することは要しない。

【趣旨・解説】

本条は、この条例以外の法令により、市政への市民参加が行われる場合には、この条例に基づく市政への市民参加を実施することを要しないことを規定しています。

市長等が第7条の対象事項を行うときであっても、この条例以外の法令の規定により、市民の意見等を聴く手続等が実施されることがあります（例　景観法、都市計画法など）。

本条は、これらについては、当該対象について最も適切な市民参加のための手續が定められているものと考えられるため、この条例に基づく市政への市民参加を実施しなくても良いとしたものです。

ただし、市長等において、法令に定める手續等に上乗せして、市政への市民参加の機会を設けることを妨げるものではありません。

第2章 市政への市民参加の手法

【趣旨・解説】

本章では、市政への市民参加の手法として、(1)市民意見を聴く手続（第1節）及び(2)まちづくり提案（第2節）があることを規定しています。

前者が、市長等から対象事項について市民意見を聴くための手続を定めるものであるのに対して、後者は、市民から自発的になされた政策提案について、市長等が対応する手續を定めるものです。

第1節 市民意見を聴く手続

(市民意見を聴く手続の対象)

第7条 市長等は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を行うときは、あらかじめ、次条に規定する市民意見を聴く手続を実施するものとする。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定、変更又は廃止
 - (2) 市の総合計画（まちづくり基本条例第28条第1項に規定する総合計画をいう。）その他市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止
 - (3) 市政における基本的な事項を定める条例の制定、改正又は廃止
 - (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定、改正若しくは廃止
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等の策定、変更又は廃止
- 2 前項の規定にかかわらず、市長等は、対象事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民意見を聴く手続を実施しないことができる。
- (1) 市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの
 - (2) 市長等の裁量の余地がないもの
 - (3) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの
 - (4) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの
 - (5) 緊急に行わなければならないもの

【趣旨・解説】

本条は、市長等が市民意見を聴く機会を設けなければならない対象事項について定めたものです。

<第1項>

本項は、市政運営や市民に与える影響が大きいと考えられる第1号から第5号までに掲げる事項について、原則として、市長等が市民意見を聴く手続を実施しなければならないことを定めています。

これらに該当するか否かの判断が恣意的なものであってはならないことは当然であり、当該事項の内容、市民の関心の程度、市民生活への影響の大小などを総合的に勘案して客観的に判断しなければなりません。

<第1号 憲章、宣言等>

本号は、市の根本的理念を定める憲章や宣言等の策定、変更又は廃止を行う場合は市民意見を聴く手続を実施することを定めたものです。例としては「福祉都市宣言」、「非核平和都市宣言」及び「三田まちづくり憲章」などがあげられます。

<第2号 総合計画その他市政における基本的な事項を定める計画等>

本号は、まちづくり基本条例第28条第1項に規定する「総合計画」や市政における基本的な事項を定める計画等の策定、変更又は廃止を行う場合は市民意見を聴く手続を実施することを定めたものです。「その他市政における基本的な事項を定める計画」の例としては「障害者福祉基本計画・障害福祉計画」、「都市計画マスタートップラン」、「教育振興基本計画」などがあげられます。

＜第3号 市政における基本的な事項を定める条例＞

本号は、市政における基本的な考え方や制度を示した条例の制定、改正又は廃止を行う場合は、市民意見を聴く手続を実施することを定めたものです。例としては「まちづくり基本条例」や「環境基本条例」などがあげられます。

＜第4号 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例＞

本号は、義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改正又は廃止を行う場合は、市民意見を聴く手續を実施することを定めたものです。例としては「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」、「遊技場等の建築規制に関する条例」、「空き缶及びたばこの吸殻等のポイ捨て、路上喫煙並びに自転車等の放棄の防止等に関する条例」などがあげられます。

＜第5号 そのほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等＞

本号は、第1号から第4号までに規定するもののほか、市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める制度、事業等の策定、変更又は廃止を行う場合は、市民意見を聴く手續を実施することを定めています。

これは、第1号から第4号までに該当するものではなくても、同程度に市民の生活に重大な影響を及ぼしかねない事項については、市民意見を聴くことが必要であることによるものです。

「市民の生活に重大な影響を及ぼすおそれ」は、市長等が判断することになりますが、当該事項の内容、市民の関心の程度、市民生活への影響の大小などを総合的に勘案して客観的に判断しなければならないことは、いうまでもありません。

＜第2項＞

本項は、前項に当てはまる事項であっても、市民意見を聴く手續を実施する必要がない事項を定めています。

なお、本項の適用は、前項と同様、恣意的なものであってはなりません。

＜第1号 市税の賦課徴収に関するものその他金銭の徴収に関するもの＞

本号は、市税の賦課徴収などの金銭の徴収に関するものについては、市民意見を聴く手続を実施しないことができることとしたものです。これは、地方自治法第74条第1項が、条例の制定改廃を求める直接請求制度において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを対象外としていることに準じたものです。例としては、市民税や固定資産税などの地方税の税率などがあげられます。

ただし、地方税法第5条第3項又は第7項により法定外税を設けようとする場合は、市長等の独自の判断により行うものであり、特段の事由がない限り、市民意見を聴く手続を実施する必要性があります。

＜第2号 市長等の裁量の余地がないもの＞

本号は、第1項に該当する事項であっても、市長等に裁量の余地がないものについては、市民意見を聴いたとしても、それを活かすことはできないことから、市民意見を聴く手続を実施しないことができることとしたものです。

＜第3号 市長等の機関内部の事務処理に関するもの＞

本号は、市長等の機関内部の事務処理に関するものについては、市民意見を聴く手続を実施しないことができることとしたものです。例としては、職員の配置や人事異動、会計処理など市内部の経営的事項や事務処理に関するものなどがあげられます。

＜第4号 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なもの＞

本号は、関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易なものについては、市民意見を聴く手続を実施しないことができることとしたものです。例としては、対象となる計画や条例などにおいて引用する法令の改正等に伴い文言の整理等をするような場合などがあげられます。

＜第5号 緊急に行わなければならないもの＞

本号は、災害が生じた場合のように、その対象事項について緊急性や迅速性が求められるときに、市民意見を聴く手續を実施しないことができることとしたも

のです。

(市民意見を聴く手続の種類及び内容)

第8条 市民意見を聴く手続の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 附属機関により市民意見を聴く手続 市長等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する附属機関の委員に市民を選任し、その調査審議等を通じて対象事項に係る市民意見を聴く手続
- (2) パブリックコメント手続 市長等が対象事項の案等を公表して、広く一般の意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する市長等の考え方等を公表する手続
- (3) 意向調査手続 市長等が調査項目を設定し、一定期間内に対象事項に係る市民意見を収集する手続
- (4) ワークショップ手続 参加した市民同士が共同作業を行いながら、活発に議論することを通じて、市長等が対象事項に係る市民意見を聴く手続
- (5) 公聴会手続 対象事項に関して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市長等が市民等からその意見を聴く手続
- (6) 意見交換会手続 市長等が対象事項について案を説明し、市民と市長等が当該案について意見を交換することを通じて市民意見を聴く手続
- (7) その他の手続 前各号以外の市民の意見を聴く手続

【趣旨・解説】

本条は、市長等が行う市民意見を聴く手続の種類及び内容を定めたものです。

<第1号 附属機関により市民意見を聴く手続>

市長等が重要な計画や条例などを検討するに当たって、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関を設置し、当該附属機関において調査審議等を行うことがあります。本号は、第7条に規定する対象事項について、設置した附属機関の委員に市民を選任し、附属機関が当該対象事項について調査審議等を行うことを市民意見を聴く手続の一つとして位置づけることを定めるものです。

【地方自治法】

第138条の4 省略

2 省略

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

<第2号 パブリックコメント手続>

本号は、第7条に規定する対象事項について、広く一般に、当該対象事項についての意見を求ることを市民意見を聴く手続の一つとして位置づけることを定めるものです。

＜第3号 意向調査手続＞

本号は、アンケートや意識調査と呼ばれるもので、第7条に規定する対象事項について、調査項目を設定し、一定期間内に意見を収集することを市民意見を聴く手続の一つとして位置づけることを定めるものです。

＜第4号 ワークショップ手続＞

本号は、第7条に規定する対象事項について、市民同士が共同作業を行いながら、活発に議論することを通じて、市長等が対象事項に係る市民意見を確認等することを市民意見を聴く手続の一つとして位置づけることを定めるものです。

＜第5号 公聴会手続＞

本号は、第7条に規定する対象事項について、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市長等が市民等からその意見を聴くことを市民意見を聴く手続の一つとして位置づけることを定めるものです。

＜第6号 意見交換会手続＞

本号は、第7条に規定する対象事項について、いわゆる説明会のように、市長等が対象事項について案を説明した上で、市民と市長等が当該案について意見を交換することを市民意見を聴く手続の一つとして位置づけることを定めるものです。なお、既に確定した計画や条例等について実施する「説明会等」については、本号の意見交換会手続には含みません。

＜第7号 その他の手続＞

第7条に規定する対象事項について市長等が市民意見を聴く手法は、第1号から第6号までに規定するものに限られるものではありません。対象事項に応じて、市民意見を聴く手法を開発することもあり、条例で定める市民意見を聴く手法を固定することは、弊害が生じすることもあり得ます。そこで、本号は、第7条に規定する対象事項について、第1号から第6号までに規定するもの以外の市民意見を聴く手法も市民意見を聴く手続の一つとして位置づけることを定めるものです。

ただし、第1号から第6号までに規定するのと同程度の内容を持ったものである必要があることは言うまでもありません。

(市民意見を聴く手続の実施基準)

第9条 市長等は、対象事項の内容等を考慮した上で、前条に規定する市民意見を聴く手續を選択し、実施しなければならない。

2 市長等は、適切な時期に、市民意見を聴く手續を実施するよう努めるものとする。

3 市長等は、1対象事項につき2以上（当該対象事項が、議会の議決事項に該当する場合は1以上）の市民意見を聴く手續を実施するよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

本条は、市長等が行う市民意見を聴く手續の実施基準を定めたものです。

<第1項>

本項は、市長等が第7条に規定する対象事項について市民意見を聴こうとする場合は、対象事項の内容等を考慮して第8条に規定する市民意見を聴く手續を選択・実施しなければならないことを定めるものです。市政への市民参加の基本原則（第3条第2号）を市民意見を聴く手續において具体化したものです。

<第2項>

本項は、市長等が第7条に規定する対象事項について市民意見を聴こうとする場合は、適切な時期に、市民意見を聴く手續を実施するよう努めなければならぬことを定めるものです。市民意見を聴く場合において、対象事項に応じて適切な時期に当該手續を実施しなければ、当該手續自体が形骸化することにもなりかねません。市長等は、対象事項の特徴などを踏まえて、どのタイミングで市民意見を聴くべきかを考慮する必要があります。

この規定も前項と同様、市政への市民参加の基本原則（第3条第2号）を市民意見を聴く手續において具体化したものです。

<第3項>

本項は、市長等が第7条に規定する対象事項について市民意見を聴こうとする場合は、原則として2以上の市民意見を聴く手續を実施するよう努めなければならないことを定めるものです。ただし、当該対象事項が市の条例など議会の議決事項に該当する場合は、市民意見を聴く手續は1以上でよいこととしています。これは、議会における議論や議決は、市民意見を反映したものと考えられるからです。

(附属機関により市民意見を聴く手続の実施)

第10条 第8条第1号に規定する附属機関により市民意見を聴く手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、次条の規定により選任した附属機関の委員（以下「公募委員」という。）及び第12条の規定により選任した附属機関の委員（以下「名簿委員」という。）の合計人数が当該附属機関の委員の人数の3割以上になるよう努めること。
- (2) 市長等は、公募委員及び名簿委員（以下総称して「市民委員」という。）の選任に当たっては、当該附属機関の担任事務等を踏まえて、年齢、居住地域などに配慮するとともに、市民委員の男女のそれぞれの人数が同数になるよう努めること。
- (3) 市長等は、第8条第1号の附属機関の会議を、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第30条の規定により公開すること。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、附属機関により市民意見を聴く手続を実施する際の手続を定めたものです。

<第1号>

本号は、市民意見を聴く手続の一つとして附属機関における対象事項についての調査審議等を通じて市民意見を聴こうとする場合において、市民委員（第2号参照）が委員全体の3割以上を占めるよう努めなければならないこととしています。ここに「市民委員」とは、次条に定める公募委員及び第12条に定める名簿委員をいい、学識経験者の委員や市長等が必要と認めて選任した委員が本市に住所を有するとしても、ここにいう「市民委員」には含みません。これにより、市民の多様な意見を対象事項の検討に活かそうとするものです（第3条第1号参照）。

<第2号>

本号は、市長等が市民委員を選任するに当たっての選任基準を定めるもので、選任に当たっては、当該附属機関の担任事務等を踏まえて、年齢、居住地域などに配慮するとともに、市民委員の男女のそれぞれの人数が同数となるよう努めることを求めています。これは、本市が多様な特徴を持つ地域により構成されていることや、世代や立場によって異なる意見があり得ることに鑑みて、市民の多様な意見を対象事項の検討等に活かすためには、当該対象事項について調査審議等を行う附属機関の市民委員の構成においても、こうした事情を考慮すべきであることによるものです。

<第3号>

本号は、市長等が第7条に規定する対象事項について、附属機関により市民意見を聴く手続を実施する場合には、当該附属機関の会議は、三田市情報公開条例により公開しなければならないことを定めています。これは、市民委員を含めた附属機関により対象事項について調査審議等を行ったとしても、その会議が公開されていなければ、調査審議等の内容に対する信頼を損ないかねず、この条例の目的に反することになりかねないことによるものです。

【三田市情報公開条例】

(会議の公開)

第30条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議（法令等の規定により公開することができないとされている会議を除く。）を公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合であって、当該会議で非公開を決定したときは、この限りでない。

- (1) 第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(公募委員)

第11条 市長等は、附属機関の委員の募集に応じた者で、かつ、市との他の附属機関の委員に就任していない者から、選考等により公募委員を選任することができる。

2 市長等は、公募委員を選任しようとするときは、あらかじめ選考基準その他選任方法を公表しなければならない。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、附属機関により市民意見を聴く手続を実施する際に市民委員として公募委員を選任する場合の手続を定めたものです。

<第1項>

本項では、市長等が対象事項について附属機関での調査審議等を通じて、市民意見を聴く場合に、市民委員のうち公募委員について、その選任方法等を定めています。公募委員の選任について、①附属機関の委員を公募し、②公募に応募した者で市の他の附属機関の委員に就任していない者から、③選考等により公募委員を選任することを規定しています。

市政に市民の多様な意見を活かすためには、市民委員が固定化することは避けなければならないことから、市の他の附属機関の委員ではないことを選任に当たっての要件の一つとしています。

「選考等」には、応募者に作文の記述等を求め、その内容の審査により公募委員を選考することのみならず、応募者の中から抽選により決定すること等も含みます。市長等は、対象事項の内容や附属機関の構成、市民委員の位置づけ等に鑑みて適切な選任方法を選択する必要があります。

公募委員については、規則第5条の規定により、原則として在住者、在勤者又は在学者が応募できることとし、市長等は、対象事項の内容に応じて当該範囲を制限すること等ができるとしています。

【規則】

(公募委員になることができる者の範囲)

第5条 条例第11条に規定する募集に応募できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、附属機関により市民意見を聴く手続の対象事項の内容に応じ、当該範囲を制限すること等ができる。

- (1) 市内に住所を有する者（以下「在住者」という。）
- (2) 市内で働く者（前号に掲げる者を除く。以下「在勤者」という。）
- (3) 市内で学ぶ者（前2号に掲げる者を除く。以下「在学者」という。）

<第2項>

本項では、公募委員を選任しようとするときは、あらかじめ選考基準その他選任方法を公表しなければならないことを定めています。これにより公募委員の選任等について、透明性や公正性を確保しようとするものです。

その公表方法については、規則第3条の規定により、①所管課への備え付け、②市のホームページへの掲載、③市の広報紙への掲載及び④その他効果的に市民に周知できる方法のうちから適切な方法により行うこととしています。

なお、この条例に規定するこれ以外の公表についても、これらの方針により公表することが定められています。

【規則】

(条例に規定する公表の方法)

第3条 条例に規定する公表の方法は、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

- (1) 所管課への備え付け
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の広報紙への掲載
- (4) その他効果的に市民に周知できる方法

(名簿委員)

第12条 市長等は、第22条に規定する名簿に登載された者から名簿委員を選任することができる。ただし、市の他の附属機関の委員を名簿委員に選任することはできない。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項について附属機関での調査審議等を通じて、市民意見を聴く場合に、市民委員のうち名簿委員の選任方法等を定めています。名簿委員の選任は、第22条に規定する市政参加市民名簿から選任することとしています。これは、多様な市民の意見を市政に活かすというこの条例の基本原則（第3条第1号）を具体化することを意図したものです。

とはいっても、市の他の附属機関の委員が名簿委員として附属機関の委員に就任することは、条例の基本原則からは好ましくないことから、ただし書において、市の他の附属機関の委員を名簿委員に選任することができないことを規定しています。

なお、公募委員と名簿委員については、その選任方法等が異なることから、一律にどちらが優先するということはできず、当該附属機関が調査審議等をする内容や市民委員の位置づけや役割を総合的に勘案して、市民委員の構成を判断するべきと考えます。

(パブリックコメント手続の実施)

第13条 第8条第2号に規定するパブリックコメント手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、パブリックコメント手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。
 - ア 対象事項の案及び関連資料
 - イ 対象事項の案についての意見の提出先、提出方法及び意見提出期間
 - ウ その他市長等が必要と認める事項
- (2) 市長等は、パブリックコメント手続を経て対象事項を決定したとき（当該対象事項が議会の議決事項に該当する場合は、議会へ提出する案を決定したとき）は、情報公開条例第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を除き、パブリックコメント手続により提出された意見の概要、提出された意見に対する検討結果及び理由その他市長等が必要と認める事項を公表すること。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、パブリックコメント手続を実施する際の手續を定めたものです。

<第1号>

本号では、パブリックコメント手続の実施に当たっては、①対象事項の案及び関連資料②対象事項の案についての意見の提出先、提出方法及び意見提出期間③その他市長等が必要と認める事項をあらかじめ公表しなければならないことを定めています。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項の場合と同様です（規則第3条）。

意見の提出方法については、原則として、①持参、②郵送、③ファクシミリ装置を用いた送信④電子メールの送信によることとし、必要があると認めるときは、提出方法を指定することができます（規則第4条）。

また、パブリックコメント手続における意見の提出に当たっては、①提出者の氏名、住所、連絡先②対象事項についての案に対する意見③その他市長等が必要と認める事項を記載した文書を市長に提出することにより行うこととされています（規則第6条）。

【規則】

(条例等に規定する提出の方法)

第4条 条例及びこの規則（第13条に規定する場合を除く。）に規定する意見、文書等の提出の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、提出方法を指定することができる。

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ装置を用いた送信
- (4) 電子メールの送信

(パブリックコメント手続における意見の提出)

第6条 条例第13条の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 提出者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 対象事項の案に対する意見
- (3) その他市長が必要と認める事項

<第2号>

本号では、市長等がパブリックコメント手続を経て対象事項を決定したとき（当該対象事項が議会の議決事項に該当する場合は、議会へ提出する案を決定したとき）に公表しなければならない事項について定めています。

その際には、市長等は、情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除き、①パブリックコメント手続により提出された意見の概要②提出された意見に対する検討結果及び理由③その他市長等が必要と認める事項を公表することとしています。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

【情報公開条例】

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令若しくは条例の定めるところにより、又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示により、公にすることができない情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(意見の提出期間)

第14条 前条第1号イの意見の提出期間は、同号の公表の日から起算して30日以上でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、理由を明らかにしたうえで、これを下回る意見の提出期間を定めることができる。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、パブリックコメント手続を実施する場合における意見を提出することができる期間について定めたものです。

<第1項>

本項では、パブリックコメント手続に当たっては、公表の日から起算して意見提出期間を30日以上確保しなければならないことを定めています。

<第2項>

本項では、市長等は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、理由を明らかにしたうえで、前項に定める意見提出期間（公表の日から起算して30日以上）を短縮することができることを定めています。ただし、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があるか否かの判断は、恣意的なものではあってはならず、客観的に判断すべきものであることは言うまでもありません。

(意向調査手続)

第15条 第8条第3号に規定する意向調査手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、意向調査手続の実施に当たって、その目的を明らかにすること。
- (2) 市長等は、意向調査手続を実施したときは、非公開情報を除き、速やかにその結果を公表すること。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、意向調査手続を実施する場合の手続について定めています。

<第1号>

本号では、意向調査手続の実施に当たっては、その目的を明らかにしなければならないことを定めています。

<第2号>

本号では、意向調査手続を実施したときは、情報公開条例第7条に規定する非公開情報（第13条第2号参照）を除き、速やかにその結果を公表することとしています。

具体的には、①意向調査手続の名称、②意向調査手続の目的、方法及び対象、③意向調査手続の実施時期、④回答率及び集計結果、⑤事務局の名称、⑥その他市長が必要と認める事項を公表します（規則第7条）。

【規則】

(意向調査手続の結果の公表事項)

第7条 条例第15条第2号の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 意向調査手続の名称
- (2) 意向調査手続の目的、方法及び対象
- (3) 意向調査手続の実施時期
- (4) 回答率及び集計結果
- (5) 事務局の名称
- (6) その他市長が必要と認める事項

(ワークショップ手続)

第16条 第8条第4号に規定するワークショップ手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、ワークショップ手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。
 - ア 対象事項の内容
 - イ 開催の日時及び場所
 - ウ その他市長等が必要と認める事項
- (2) 市長等は、第22条に規定する名簿に登載された者及び市長等が参加者の募集を行った場合における当該募集に応募した者の中から参加者を選任し、その旨を通知すること。この場合において、参加者の選任に当たっては、年齢、居住地域、男女の比率などに配慮するものとする。
- (3) 市長等は、ワークショップ手続の実施に当たっては、参加者による活発な議論のための措置を講ずるよう努めること。
- (4) 市長等は、ワークショップ手続を実施したときは、記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、ワークショップ手続を実施する場合の手続について定めています。

<第1号>

本号では、ワークショップ手続に当たっては、①対象事項の内容②開催の日時及び場所③その他市長等が必要と認める事項をあらかじめ公表しなければならないことを定めています。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

なお、公表時期について条例では規定していませんが、ワークショップ手続の参加者は、第22条の市政参加市民名簿から選任し、又は広く公募することを想定している（第2号参照）ことから、公表からワークショップの開催まで、これらを行うのに十分な期間を確保して行う必要があります。

<第2号>

本号は、ワークショップ手続の参加者の選任について定めています。具体的には、①市長等は、第22条に規定する名簿に登載された者及び②参加者の募集に応募した者から参加者を選任することとしています。

ワークショップ手続の参加者は、①在住者②在勤者③在学者④市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体⑤ワークショップ手続に係る事案に利害関

係を有するものであることが必要ですが、市長は、ワークショップ手続の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を制限し、又は参加できる者を指定すること等ができるとしています（規則第8条）。

また、多様な市民意見を活かす観点から、参加者の選任に当たっては、年齢、居住地域、男女の比率などに配慮することとしており、対象事項の内容に応じて適切な参加者の構成になるよう努める必要があります。

【規則】

（ワークショップ手続に参加できる者の範囲等）

第8条 条例第16条に規定するワークショップ手続に参加できる者の範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、ワークショップ手続の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を制限し、又は参加できる者を指定すること等ができる。

- (1) 在住者
- (2) 在勤者
- (3) 在学者
- (4) 市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) ワークショップ手續に係る事案に利害関係を有するもの（前各号に掲げるものを除く。）

<第3号>

本号は、市長等は、ワークショップ手続の実施に当たっては、参加者による活発な議論のための措置を講ずるよう努めなければならないことを定めています。具体的には、ワークショップ手續を実施する前に参加者に対して対象事項に関する事項の説明等を行ったり、ファシリテーターを置くなどが考えられます。

<第4号>

本号は、ワークショップ手續を実施したときは、その記録を作成し、非公開情報を除いて速やかに公表することを定めています。

記録する内容は、①ワークショップ手續の名称②ワークショップ手續を行う目的③ワークショップ手續に係る事案の内容④開催の日時及び場所⑤ワークショップ手續で出された意見の概要⑥事務局の名称⑦その他市長等が必要と認める事項であり（規則第8条第2項）、公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

【規則】

(ワークショップ手続に参加できる者の範囲等)

第8条 省略

2 条例第16条第4号の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) ワークショップ手続の名称
- (2) ワークショップ手続を行う目的
- (3) ワークショップ手続に係る事案の内容
- (4) 開催の日時及び場所
- (5) ワークショップ手続で出された意見の概要
- (6) 事務局の名称
- (7) その他市長が必要と認める事項

(公聴会手続)

第17条 第8条第5号に規定する公聴会手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、公聴会手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。
- ア 対象事項の内容
 - イ 開催の日時及び場所
 - ウ 公聴会手続により意見を述べる者となることができる者の範囲
 - エ 公聴会手続により意見を述べようとする対象事項の内容についての賛否とその理由を記載した文書の提出先、提出方法及び提出期間
 - オ その他市長等が必要と認める事項
- (2) 前号エに規定する文書の提出期間は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、同号の公表の日から起算して30日以上であること。
- (3) 市長等は、第1号エに規定する提出期間に文書の提出がない場合は、公聴会手続による会議（以下「公聴会」という。）を開催しないこととし、その旨を公表すること。この場合において、第9条第3項の適用における第8条第5号に規定する市民意見を聞く手續が実施されたものとみなす。
- (4) 市長等は、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聞くことができること。
- (5) 市長等は、第1号エの文書の提出をした者及び前号の学識経験を有する者の中から、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）を決定すること。この場合において、当該対象事項の内容に賛成する者及び反対する者があるときは、一方に偏らないように決定するものとする。
- (6) 市長等は、第1号エの文書を提出した者に対して、前号による決定の結果を通知すること。
- (7) 情報公開条例第30条の規定は、公聴会に準用すること。
- (8) 次条第1項の議長は、公聴会の内容を記録し、市長等に報告すること。
- (9) 市長等は、前号の記録について、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、公聴会手続を実施する場合の手続について定めています。

<第1号>

本号では、公聴会手続に当たっては、①対象事項の内容②開催の日時及び場所③公聴会手続により意見を述べる者となることができる者の範囲④公聴会手続により意見を述べようとする対象事項の内容についての賛否とその理由を記載した文書の提出先、提出方法及び提出期間⑤その他市長等が必要と認める事項をあらかじめ公表しなければならないことを定めています。

公聴会手続の参加者は、第4号の学識経験者を除き①在住者②在勤者③在学者④市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体⑤公聴会手続に係る事案

に利害関係を有するものであることが必要ですが、市長等は、公聴会手続の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を制限し、又は参加できる者を指定すること等ができます（規則第9条第1項、第8条第1項）。

また、公聴会手続において意見を述べようとする者は、①氏名、住所及び連絡先②公述人となることができる者に該当する旨及びその根拠となる事実③公述人として述べようとする意見の要旨及び理由④その他市長が必要と認める事項を記載した文書を提出期間内に市長に提出しなければならないこととしています（規則第9条第2項）

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

対象事項の内容についての賛否とその理由を記載した文書の提出方法については、原則として、①持参②郵送③ファクシミリ装置を用いた送信④電子メールの送信によることとし、必要があるときは、提出方法を指定することができますとしています（規則第4条）。

【規則】

（公述人となることができる者の範囲等）

第9条 前条第1項の規定は、条例第17条第1号ウに規定する公述人（同条第4号及び第5号による学識経験を有する公述人を除く。）となることができる者の範囲について準用する。

- 2 条例第17条第1号ウに規定する公述人となろうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出するものとする。
- (1) 提出者の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 公述人となることができる者に該当する旨及びその根拠となる事実
 - (3) 公述人として述べようとする意見の要旨及び理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項

<第2号>

本号では、公聴会手続により述べようとする対象事項の内容についての賛否とその理由を記載した文書の提出期間は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、公表の日から起算して30日以上であることを定めています。

<第3号>

本号では、提出期間内に文書の提出がない場合の取り扱いについて定めています。すなわち、市長等は、第1号エに規定する提出期間に文書の提出がない場合は、公聴会手続による会議（公聴会）を開催する必要はありません。ただし、そ

の場合は、市長等は、公聴会を開催しない旨を公表することが必要です。

市長等は、1対象事項につき2以上（当該対象事項が、市の条例の場合は1以上）の市民意見を聞く手続を実施するよう努めなければなりませんが（第9条第3項）、公聴会手続において提出期間に公聴会手続により述べようとする対象事項の内容についての賛否とその理由を記載した文書の提出がない場合には、市民意見を聞く手續が1つ実施されたものとみなすこととしています。

<第4号>

本号では、市長等は、必要と認めるときは、公聴会において学識経験を有する者の意見を聞くことができるることを定めています。公聴会手続は、対象事項について、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において実施される手續ですが（第8条第5号）、市民の意見のほか、学識経験を有する者の意見を聞く必要があると認める場合に市民の意見と併せて学識経験者の意見を聞くことができることを定めるものです。

<第5号>

本号では、公聴会において意見を述べる者（公述人）を決定することについて定めています。すなわち、市長等は、文書の提出をした者及び学識経験を有する者の中から公述人を決定することとしています。公聴会手続は、対象事項について、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において実施される手續（第8条第5号）ですから、公聴会の公正さ等を確保するため、当該対象事項の内容に賛成する者及び反対する者があるときは、一方に偏らないように決定するものとしています。

<第6号>

本号では、市長等は、前号の規定により決定した結果を文書の提出者に通知することを定めています。

<第7号>

本号では、公聴会は、情報公開条例第30条に準じて、公開することを定めています。

<第8号>

本号では、公聴会の議長は、公聴会の内容を記録し、市長等に報告することを定めています。この記録には、①公聴会手続の名称②開催の日時及び場所③公述人の氏名及び住所④公述人の意見又は答弁の概要⑤議長の氏名及び事務局の名称⑥公聴会の議事の経過⑦その他市長等が必要と認める事項を記載することとしています（規則第10条）。

【規則】

（公聴会手続の記録）

第10条 条例第17条第8号の記録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 公聴会手続の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 公述人の氏名及び住所
- (4) 公述人の意見又は答弁の概要
- (5) 議長の氏名及び事務局の名称
- (6) 公聴会の議事の経過
- (7) その他市長等が必要と認める事項

<第9号>

本号では、市長等は、前号の記録を情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除き、速やかに公表することとしています。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

(公聴会の議事等)

- 第18条 公聴会は、市長等が指名する者が議長となり、会議を主宰する。
- 2 公述人、公聴会を傍聴する者など公聴会の参加者は、公聴会において、議長の議事進行上の指示に従わなければならない。
 - 3 議長は、公述人に対して質問をすることができる。
 - 4 公述人が公聴会において意見を述べるときは、議長の許可を得なければならぬ。
 - 5 公述人が述べる意見の内容は、当該対象事項の内容を超えてはならない。
 - 6 議長は、公述人が前項に違反したとき又は公聴会の運営に支障を生じさせ、若しくは生じさせるおそれがあると認めるときは、意見を述べることを制止し、若しくは退席を命じることができる。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、公聴会手続を実施する場合の公聴会の議事等について定めています。

<第1項>

本項では、公聴会は、市長等が指名する者が議長となり、会議を主宰することを定めています。

公聴会手続は、対象事項について、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において実施される手続ですので、どちらかの意見に偏ったものとなってはいけません。したがって、市長等が指名する議長についても、手続の公正さを担保するためにも、例えば、当該対象事項に関わる部署に所属する職員が議長になることは適切ではない場合があります。市長等は、当該対象事項の内容や、その時点における市長等の検討状況等を総合的に勘案して議長を指名しなければならず、ケースによっては、市の職員以外の第三者が議長となることもあります。

<第2項>

本項では、公述人や公聴会を傍聴する者など公聴会の参加者は、公聴会において、議長の議事進行上の指示に従わなければならないことを定めています。

公聴会手續が公正さや客観性を担保された中で実施される必要があるため、公述人が与えられた時間を超えて発言を続けたり、他の公述人の発言を妨げることはもとより、公述人の発言を制限したり助長したりするような傍聴者の言動や行動は慎む必要があります。このことから、議長は、公述人や傍聴者などの公聴会の参加者に対して、議事進行上の指示をすることができ、参加者は、これに従わなければならないことを定めたものです。

<第3項>

本項では、議長は、公述人に対して質問をすることができるることを定めています。

公述人は、公聴会において意見を述べますが、当該意見陳述のみではその内容が不明確である場合などに議長が、その意見の内容を明らかにする等のために、公述人に対して質問をすることができることとしたものです。

<第4項>

本項では、公述人が公聴会において意見を述べるときは、議長の許可を得なければならぬことを定めています。これは、公聴会の議長の議事進行の権限（第2項）に対応するもので、適切な議事の整理を可能とし、公聴会手続の公正さ等を担保するためのものです。

<第5項>

本項では、公述人が述べる意見の内容は、当該対象事項の内容を超えてはならないことを定めています。これも、公聴会手続の公正さ等を担保するためのものであり、公述人は対象事項の内容を超えて、当該対象事項とは関係のない事項等について意見を述べることはできません。

<第6項>

本項では、議長は、公述人が前項に違反したとき又は公聴会の運営に支障を生じさせ、若しくは生じさせるおそれがあると認めるときは、意見を述べることを制止し、若しくは退席を命じることができることを定めています。これも、公聴会の議長の議事進行の権限（第2項）に対応するもので、適切な議事の整理を可能とし、公聴会手続の公正さ等を担保するためのものです。

(意見交換会手続)

第19条 第8条第6号に規定する意見交換会手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、意見交換会手続の実施に当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を公表すること。
 - ア 対象事項の案の内容
 - イ 開催の日時及び場所
 - ウ 意見交換会手続に参加できる者の範囲
 - エ その他市長等が必要と認める事項
- (2) 前号に規定する公表は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、意見交換会手続による会議（以下「意見交換会」という。）を開催する予定の日から起算して14日前までに行うこと。
- (3) 市長等は、意見交換会を開催したときは、記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、意見交換会手続を実施する場合の手続について定めています。

<第1号>

本号では、意見交換会手続に当たっては、①対象事項の案の内容②開催の日時及び場所③意見交換会手続に参加できる者の範囲④その他市長等が必要と認める事項をあらかじめ公表しなければならないことを定めています。

意見交換会手続の参加者は、①在住者②在勤者③在学者④市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体⑤意見交換会手続に係る事案に利害関係を有するものであることが必要ですが、市長等は、公聴会手続の対象となる事案の内容に応じ、当該範囲を制限し、又は参加できる者を指定すること等ができるとしています（規則第11条第1項、第8条第1項）。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

【規則】

（意見交換会手続に参加できる者の範囲等）

第11条 第8条第1項の規定は、条例第19条第1号ウに規定する意見交換会手続に参加できる者の範囲について準用する。

<第2号>

本号では、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、意見交換会を開催する予定の日から14日前までに、前号の公表をしな

ければならないことを定めています。

<第3号>

本号では、市長等は、意見交換会を開催したときは、記録を作成するとともに、非公開情報を除き、速やかに公表する必要があることを定めています。公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

また、記録には、①意見交換会手続の名称、②開催の日時及び場所、③参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とする意見交換会にあっては、参加した者のおおよその人数）、④市長が説明した対象事項の案の概要、⑤参加した者からの意見の内容及び当該意見に対する市長の考え方、⑥事務局の名称、⑦その他市長が必要と認める事項を記載することとしています（規則第11条第2項）。

【規則】

（意見交換会手続に参加できる者の範囲等）

第11条 省略

2 条例第19条第3号の記録には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 意見交換会手続の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とする意見交換会にあっては、参加した者のおおよその人数）
- (4) 市長が説明した対象事項の案の概要
- (5) 参加した者からの意見の内容及び当該意見に対する市長の考え方
- (6) 事務局の名称
- (7) その他市長が必要と認める事項

(その他の手続)

第20条 第8条第7号に規定するその他の手続は、次により実施するものとする。

- (1) 市長等は、緊急の必要があるときその他やむを得ない事情があると認めるときを除き、その他の手続を実施する予定の日から起算して14日前までに、別に定める事項を公表すること。
- (2) 市長等は、その他の手続を実施したときは、当該手続に関する記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表すること。

【趣旨・解説】

本条は、対象事項につき、その他手続を実施する場合の手続について定めています。

<第1号>

本号では、緊急の必要があるときその他やむを得ないときを除き、その他の手続を実施する予定の日から14日前までに、別に定める事項を公表しなければならないことを定めています。

別に定める事項とは、①対象事項の内容及び関連する事項②その他の手続の内容③日時及び場所を定めて行う場合は、日時及び場所④当該その他の手続に参加できる者の範囲⑤その他の手続を実施するために必要な事項です（規則第12条）。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

【規則】

(その他の手続の公表事項)

第12条 条例第20条第1号に規定する公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象事項の内容及び関連する事項
- (2) その他の手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めて行う場合は、日時及び場所
- (4) 当該その他の手続に参加できる者の範囲
- (5) その他の手続を実施するために必要な事項

<第2号>

市長等は、その他の手続を実施したときは、当該手続に関する記録を作成するとともに、非公開情報を除き、速やかに公表する必要があることを定めています。

記録については、概ね①対象事項の内容及び関連する事項②その他の手続の内容③日時及び場所を定めて行った場合は、日時及び場所④参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とするその他の手続にあっては、参加した者のおおよその人

数) ⑤参加した者からの意見の内容⑥事務局の名称を記載することになります。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

【規則】

（その他の手続の公表事項）

第12条 省略

2 条例第20条第2号の記録には、概ね次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 対象事項の内容及び関連する事項
- (2) その他の手続の内容
- (3) 日時及び場所を定めて行った場合は、日時及び場所
- (4) 参加した者の氏名（不特定多数の者を対象とする他の手続にあっては、参加した者のおおよその人数）
- (5) 参加した者からの意見の内容
- (6) 事務局の名称

第2節 まちづくり提案

(まちづくり提案)

- 第21条 市民（年齢満18歳以上の市内に在住する者に限る。次条において同じ。）は、10人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を市長等に対して提案することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- (1) 第7条第2項各号に掲げるもの
 - (2) 条例の制定又は改廃に関するもの
 - (3) 事業の実施にあたって、既に議会の議決を得たもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反するなど著しく不適当であると市長が認めたもの
- 2 市長等は、前項の提案があったときは、非公開情報を除き、当該提案の概要を公表しなければならない。
- 3 市長等は、第1項の提案を総合的に検討し、その結果及び理由を当該提案の提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、公表しなければならない。
- 4 市長等は、提案代表者が希望するときは、前項の検討に当たって、意見を述べる場を設けなければならない。
- 5 提案代表者は、第3項の規定による検討結果に不服があるときは、市長等に対して再度検討することを申し出ることができる。
- 6 市長等は、前項の申し出があったときは、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第2条に規定する三田市市政への市民参加推進委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、再度検討しなければならない。
- 7 第2項及び第3項の規定は、第5項の申し出があったときに準用する。

【趣旨・解説】

本条は、まちづくり提案制度について定めています。この条例の制定による改正前のまちづくり基本条例第18条第1項において、市民は、「まちづくりに関する提案」をすることができる旨が定められていました。本条は、これを具体化するものです。

【改正前の三田市まちづくり基本条例】

(まちづくり提案)

- 第18条 市民は、市長等に対し、まちづくりに関する提案（以下この条において「まちづくり提案」といいます。）を行うことができます。
- 2 市長等は、まちづくり提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。
- 3 市長等は、前項の検討により当該まちづくり提案がまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。

<第1項本文>

本項では、市民（年齢満18歳以上の市内に在住する者に限る。）は、10人以

上の連署をもって、提案代表者から現状及び課題、予想される効果等を明示し、具体的なまちづくりに関する政策を市長等に対して提案することができるることを定めています。

まちづくり提案がなされると、市長等は、公正かつ透明な手続で検討し（まちづくり基本条例第18条第1項（改正前の同条例第18条第2項））、当該提案がまちづくりに資すると認められるときは、その実現に向けて必要な措置を講ずることとしています（まちづくり基本条例第18条第2項（改正前の同条例第18条第3項））。

市長等がこのような責務を負うことがまちづくり基本条例に規定されている以上、「まちづくり提案」は、まちづくり基本条例第41条に規定する意見、要望、苦情等とは異なるものでなければなりません。このことから、「まちづくり提案」は、現状及び課題を踏まえ、当該提案の実行により予想される効果等が明らかにしていることが必要としています。

さらに、第5条で「この条例により市政へ参加し、又は参加しようとする者は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の利益を考慮する…（中略）…よう努めるものとする」と市民の責務を規定していることから、これに留意した提案内容でなければなりません。

また、その提案については、一定の議論を経ているべきであることから、まちづくり提案に当たっては、市民10人以上の連署を必要とすることとしています。

なお、本条では、「市民」を「年齢満18歳以上の市内に在住する者」に限っていますが、これは、①現行法においては、政治的成熟の基準となる年齢が18歳とされていること（公職選挙法第9条第1項）、②在勤者及び在学者よりも在住者の方が市政のあり方についての利害関係が相対的に高いことなどによるものです。

【公職選挙法】

（選挙権）

第9条　日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

また、まちづくり提案を行おうとする者は、①提案者の氏名及び住所②まちづくり提案の内容及び理由③その他市長が必要と認める事項を記載した文書を、市長等に提出しなければなりません（規則第13条第1項）。

【規則】

(まちづくり提案の方法等)

第13条 条例第21条第1項による提案を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書を、市長に持参又は郵送により提出しなければならない。

- (1) 提案者の氏名及び住所
- (2) まちづくり提案の内容及び理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

<第1項ただし書>

本項ただし書では、まちづくり提案の対象外事項を次の(1)～(4)のとおり規定しています。

(1) 条例第7条第2項各号に掲げるもの

本条例第7条第2項各号は、市民意見を聴かなければならない対象事項のうち、例外事項を列挙したものです。これらは、市民意見を聞くことが不適当と判断された事項であり、まちづくり提案においても対象事項とすることは不適当であると判断されます。

(2) 条例の制定又は改廃に関するもの

条例の制定又は改廃については、地方自治法第74条第1項で、有権者総数の50分の1以上の署名をもって代表者が地方公共団体の長に請求することができるという制度があることから、条例の制定・改廃そのものを対象とする提案は除外します。ただし、提案する政策の実施にあたって、結果的に条例整備が必要となる場合もありますが、それはまちづくり提案の対象とします。

(3) 事業の実施にあたって、既に議会の議決を得たもの

例えば、予算計上（=議決）された事業の執行に対して変更や不執行を求める提案は対象外となります。既決予算と関係しない新規の政策提案は対象となります。

また、毎年定型的に行われる事業についての改善提案は、基本的に今年度は予算の議決を経ているため認められませんが、来年度以降に向けての提案なら認められます。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反するなど著しく不適当であると市長が認めたもの

公序良俗に反する提案やこれと同程度に著しく不適当なものは認められません。

<第2項>

本項では、市長等は、まちづくり提案があったときは、非公開情報を除き、当該提案の概要を公表しなければならないことを定めています。

具体的には、①提案の内容②提案代表者の氏名③その他市長が必要と認める事項を公表することになります（規則第13条第2項）。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

【規則】

（まちづくり提案の方法等）

第13条 省略

2 条例第21条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提案の内容
- (2) 提案代表者の氏名
- (3) その他市長が必要と認める事項

<第3項>

本項では、市長等は、まちづくり提案を総合的に検討し、その結果及び理由を当該提案の提案代表者に通知するとともに、非公開情報を除き、公表しなければならないことを定めています。

具体的には、①提案の内容及び提案代表者の氏名②提案を受けた政策に対する市長の考え方と理由③その他市長が必要と認める事項を公表することになります（規則第13条第3項）。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

【規則】

（まちづくり提案の方法等）

第13条 省略

2 省略

3 条例第21条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に規定する事項
- (2) 提案を受けた政策に対する市長の考え方と理由
- (3) その他市長が必要と認める事項

<第4項>

本項では、市長等は、提案代表者が希望するときは、まちづくり提案の検討に

当たって、意見を述べる場を設けなければならないことを定めています。

この場合において、市長等は、提案代表者に対し、意見陳述を行う期日までに相当な期間において、その日時及び場所を通知することとしています（規則第14条第1項）。

提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長に対し、この意見陳述の日時の変更を申し出ることができます（規則第14条第2項）。

また、提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができます（規則第14条第3項）。

なお、この意見を述べる場については、原則として公開することが望ましいですが、提案代表者の意向も参考にして、その公開の要否を考えることとします。

公開する場合には、意見陳述の日時及び場所を事前に公表することが必要です。

【規則】

（まちづくり提案における意見陳述）

第14条 市長は、条例第21条第4項の規定による意見を述べる（以下「意見陳述」という。）場を設けるに当たっては、提案代表者に対し、意見陳述を行う期日までに相当な期間において、その日時及び場所を通知するものとする。

- 2 提案代表者は、やむを得ない理由があるときは、市長に対し、意見陳述の日時の変更を申し出ることができる。
- 3 提案代表者は、意見陳述を行うに当たり、代理人に意見を陳述させることができる。

<第5項>

本項では、提案代表者は、市長等のまちづくり提案について検討結果に不服があるときは、市長等に対して再度検討することを申し出ることができますと定めています。

この申し出は、まちづくり提案に対する検討の結果と理由を公表した日（第3項）から起算して15日以内にしなければなりません（規則第15条第1項）。

この申し出に当たっては、①再検討を申し出る提案の名称又はその内容②再検討を申し出る理由を記載した文書を市長に提出する必要があります（規則第15条第2項）。

【規則】

（まちづくり提案における再検討の申し出）

第15条 条例第21条第5項の規定による申し出は、同条第3項に規定する公表の日から起算して15日以内にしなければならない。

- 2 前項の再検討の申し出は、次に掲げる事項を記載した文書を市長に提出することにより行うものとする。
 - (1) 再検討を申し出る提案の名称又はその内容
 - (2) 再検討を申し出る理由

<第6項>

本項では、市長等は、再度検討することの申し出があったときは、「三田市市政への市民参加推進委員会」の意見を聴いて、再度検討しなければならないことを定めています。

これは、まちづくり提案制度について、提案者は再度検討をすることを求めることができることとしても、当初の検討を行った市長等が再度検討するのであれば、同じ視点からの検討になる懸念もあることから、附属機関の意見も聞いたうえで、再度検討することとしたものです。

<第7項>

本項では、市長等は、再度検討することの申し出あった場合は、そのことを公表し（第2項の準用）、再度検討した結果及び理由を当該申し出をした者に通知するとともに、公表すること（第3項の準用）を定めています。

公表する事項については、それぞれ準用する規定によることになります。

【規則】

（まちづくり提案における再検討の申し出）

第15条 省略

3 第13条第2項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第2項に規定する公表について、第13条第3項の規定は条例第21条第7項において準用する同条第3項に規定する公表についてそれぞれ準用する。

第3章 市政への市民参加の推進

(市政参加市民名簿)

- 第22条 市長は、第8条に規定する市民意見を聴く手続に参加することを依頼することができる市民の氏名、住所その他の別に定める事項が登載された名簿を調製することができる。
- 2 前項の名簿には、市長が無作為に抽出した市民で、かつ、名簿への登載を希望した者を登載することとする。
- 3 名簿に登載される期間は、2年以内とし、その期間を経過した後は、市長は、三田市個人情報保護条例（平成12年三田市条例第5号）第10条第3項本文の規定に基づき、当該個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

【趣旨・解説】

本条は、市政参加市民名簿について定めています。

<第1項・第2項>

第1項では、市民意見を聴く手続に参加することを依頼することができる市民の名簿を調製することができることを定めています。

第2項では、この名簿に登載されるためには、市長等が無作為に抽出した市民が、名簿への登載を希望する必要があることを定めています。

具体的には、毎年実施している、無作為に抽出された市民に対して実施している市民意識調査にあわせて、名簿への登載を呼びかけることを予定しています。

市長等は、対象事項について市民意見を聴く手続を実施する場合において、当該対象事項の内容等を踏まえて具体的な手続の内容を検討した結果、例えば、附属機関の市民委員やワークショップの参加者をこの名簿から選任することができます。

ただし、名簿に登載されたからと言って、直ちに市長等の依頼に応じる必要はなく、当該対象事項や手続の内容、開催等の日時等により、名簿登載者が参加するか否かを決めることになります。

なお、この名簿に登載する事項は、①氏名、住所及び連絡先、②参加を希望する分野、③その他市長が必要と認める事項です（規則第16条）。

【規則】

(市政参加市民名簿の登載事項)

- 第16条 条例第22条に規定する市政参加市民名簿の登載事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 氏名、住所及び連絡先
 - (2) 参加を希望する分野
 - (3) その他市長が必要と認める事項

<第3項>

本項では、名簿に登載される期間を2年以内とともに、この期間経過後は、三田市個人情報保護条例に基づいて個人情報の廃棄等をしなければならないことを定めています。

【三田市個人情報保護条例】

第10条 省略

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確實かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(運用状況の公表)
第23条 市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

【趣旨・解説】

本条は、市長は、毎年度、この条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとすることを定めています。これにより、市政への市民参加の検証のきっかけしようとするものです。具体的には、市民意見を聴く手続やまちづくり提案の件数等を公表することになります。

公表の方法については、規則第3条の規定によることは、第11条第2項等の場合と同様です（規則第3条）。

(条例の見直し)

第24条 市長は、この条例の運用状況、委員会の意見等に基づいて、継続的に市政への市民参加制度を検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。

【趣旨・解説】

本条は、市政への市民参加制度の質の向上を図るため条例の運用状況や委員会の意見等に基づいて継続的に制度を検証し、必要に応じて見直しを行うことを定めています。期間については定めていませんが、見直しの必要が生じたときに適宜見直しをすることになります。

(委任)
第25条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長等が別に定める。

【趣旨・解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を定めることを、市長等が別に定めることを規定しています。